



令和7年8月6日
四 国 運 輸 局

タクシー運賃の改定要請（申請）について

（香川地区（旧香川県香川地区・旧香川県小豆島地区））

令和7年8月5日、香川県高松市でタクシー事業を經營する各事業者から、下記の内容によるタクシー運賃の改定を求める要請書（現在の公定幅運賃の上限を上回る運賃変更要請）が香川運輸支局に提出されましたのでお知らせします。

今後は、同日から3ヶ月間を要請・申請受付期間として香川地区の他事業者の要請・申請を受け付け、要請・申請事業者の車両数の合計が香川地区における法人事業者全体の車両数の5割以上となった場合、運賃改定要否の判断を行うこととなります。

記

1. 要請者及び要請の概要

- （1）法人名：相互タクシー株式会社（代表取締役 岩崎 康誠）
住 所：香川県高松市上福岡町718番地9

要請の概要 初乗り運賃及び加算運賃
（要請）普通車 1. 5kmまで800円、258mごとに100円
（現行）普通車 1. 5kmまで750円、260mごとに80円

- （2）法人名：有限会社ハロータクシー（代表取締役 寺師 大祐）
住 所：香川県高松市木太町1356番地3

要請の概要 初乗り運賃及び加算運賃
（要請）普通車 1. 5kmまで800円、260mごとに100円
（現行）普通車 1. 5kmまで750円、260mごとに80円

2. 運賃適用地域

香川地区（旧香川県香川地区・旧香川県小豆島地区）

3. 香川地区事業者数及び車両数（令和7年8月5日現在）

事業者数 68者
車両数（一般車両） 1344両

（問い合わせ先）
四国運輸局自動車交通部旅客課
担当：宮野・山下・吉本
電話：087-802-6771

1. 今後の予定

令和 7 年 8 月 5 日 要請書提出
 ↓ （最初の要請から 3 ヶ月間（要請・申請受付期間））
 令和 7 年 11 月 4 日 受付期間終了
 ↓ （運賃改定審査（標準処理期間 5 ～ 6 ヶ月））
 新運賃の公表
 ↓ （実施日の 30 日前までに公表）
 新運賃の実施

※ 要請・申請受付期間において、香川地区における要請書・申請書提出事業者の合計車両数が、同地区の法人事業者全体の車両数の 5 割に達しなかった場合、運賃改定手続きは見送ります。
 また、上記を満たした場合においても、要請書・申請書を提出した事業者のうち、標準的経営を行っている事業者の実績年度及びその翌年度の加重平均収支率が、いずれも 100% を超える場合、運賃改定手続きは見送ります。

2. 運賃改定状況

（旧香川県香川地区）

認 可 日	実 施 日	改 定 率
令和 5 年 1 月 30 日	令和 5 年 3 月 6 日	15.38%
令和 元年 8 月 30 日	令和 元年 10 月 1 日	1.85%（※消費税転嫁 8 → 10%）
平成 26 年 2 月 28 日	平成 26 年 4 月 1 日	2.86%（※消費税転嫁 5 → 8%）
平成 19 年 11 月 9 日	平成 19 年 12 月 3 日	10.88%
平成 9 年 3 月 14 日	平成 9 年 4 月 1 日	1.92%（※消費税転嫁 3 → 5%）
平成 7 年 6 月 21 日	平成 7 年 6 月 29 日	9.20%

（旧香川県小豆島地区）

認 可 日	実 施 日	改 定 率
令和 5 年 8 月 25 日	令和 5 年 9 月 25 日	10.04%
令和 元年 8 月 30 日	令和 元年 10 月 1 日	1.85%（※消費税転嫁 8 → 10%）
平成 26 年 2 月 28 日	平成 26 年 4 月 1 日	2.86%（※消費税転嫁 5 → 8%）
平成 9 年 3 月 14 日	平成 9 年 4 月 1 日	1.94%（※消費税転嫁 3 → 5%）
平成 7 年 6 月 21 日	平成 7 年 6 月 29 日	7.20%